

○環境省令第一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十日

環境大臣 原田 義昭

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後			改正前		
附則			附則		
1 (略)			1 (略)		
<p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十一年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p>			<p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十八年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p>		
附則別表			附則別表		
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略) ほうろう鉄器製造業(海域以外 の公共用水域に排水を排出するものに 限る。)	(略) 四〇	ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量 に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略) ほうろう鉄器製造業(海域以外 の公共用水域に排水を排出するものに 限る。) うわ薬製造業(ほうろううわ)	(略) 四〇

ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量 に関して、一リット			(略)	
	ほうろう鉄器製造業(海域以外 の公共用水域に排出水を排出 するものに限る。)	金属鉱業(海域以外の公共用 水域に排出水を排出するもの に限る。)	(略)	一〇〇
	一二	(略)	(略)	

ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量 に関して、一リット			(略)	
	ほうろう鉄器製造業(海域以外 の公共用水域に排出水を排出 するものに限る。)	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製 造に使用するうわ薬を製造す るものであり、かつ、海域以 外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。)	金属鉱業(海域以外の公共用 水域に排出水を排出するもの に限る。)	薬を製造するものであり、か つ、海域以外の公共用水域に 排出水を排出するものに限 る。)
	一二	(略)	一四〇	(略)

附 則

備考 (略)	ルにつきミリグラム)	(略)	(略)	アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物	畜産農業	酸化コバルト製造業	ジルコニウム化合物製造業	モリブデン化合物製造業	(略)	性窒素に○・四を乗 じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素 の合計量に関して、 一リットルにつきミ リグラム)	貴金属製造・再生業	二八〇〇	(略)	一四〇〇	六〇〇	五〇〇	一二〇	(略)	(略)	
備考 (略)	ルにつきミリグラム)	(略)	(略)	アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化 合物	畜産農業	酸化コバルト製造業	ジルコニウム化合物製造業	モリブデン化合物製造業	(略)	性窒素に○・四を乗 じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素 の合計量に関して、 一リットルにつきミ リグラム)	貴金属製造・再生業	二九〇〇	(略)	一五〇〇	七〇〇	六〇〇	一六〇	(略)	(略)	薬を製造するものであり、か つ、海域以外の公共用水域に 排水を排出するものに限 る。)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。